

宮城県障害者福祉センターに係る指定管理者の指定について

1 施設概要

施設名 宮城県障害者福祉センター
所在地 仙台市宮城野区幸町4丁目6-2

2 募集期間

令和5年7月18日から令和5年8月31日まで

3 応募団体（1団体）

社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会

4 審査日程

第一次審査（書類審査） 令和5年9月1日から令和5年9月14日まで
第二次審査（ヒアリング） 令和5年10月26日

5 審査方法

令和5年10月26日に宮城県保健福祉部指定管理者選定委員会を開催し、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条に規定する選定基準により、下記の項目について審査を行い候補者を選定した。

審査項目	審査の視点	配点
計画の内容及び実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・設置目的・施設管理運営の基本方針に沿った管理運営方針・事業計画であるか。 ・人員配置計画及び管理運営の体制が適切か。 ・人材の確保、育成の方針は適切か。 ・施設の日常的な維持管理計画は適切か。 ・事業計画について、体制や手法が的確であるか。 ・事業計画について、具体性があり、実現可能であるか。 ・仕様書を満たした対応となっているか。 ・利用者サービスの向上に向けた取り組みが具体的かつ効果的なものか。 ・安全対策の考え方や体制は適切か。 ・個人情報保護の考え方や体制は適切か。 ・環境への配慮、障害者就労施設等からの物品等の調達や情報公開の考え方や体制は適切か。 	180点
申請者の能力	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の業務内容は、指定管理者としてふさわしいか。 ・財務関連から見た申請者の経営状況は健全であるか。 	60点
収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の積算が適切か。 ・経費の節減が図られているか。 ・経費の節減方法に工夫や実効性があるか。 	60点

6 選定委員の氏名等

	氏名	所属・職
委員長	武田 健久	宮城県保健福祉部 副部長
副委員長	永井 彰	東北大学大学院文学研究科 教授
委員	橋本 潤子	公認会計士橋本潤子事務所 公認会計士
委員	黒田 敬子	有限会社キャリアコム 代表取締役
委員	大森 秀和	宮城県保健福祉部 副部長

7 採点一覧表

団体名	審査項目	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	合計	摘要
社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会	計画の内容及び実現性	1 1 1	1 1 8	1 0 7	1 1 4	1 1 3	5 6 3	指定管理者候補者
	申請者の能力	3 9	4 8	4 4	4 8	4 4	2 2 3	
	収支計画	3 6	3 6	3 6	3 6	3 6	1 8 0	
	合計	1 8 6	2 0 2	1 8 7	1 9 8	1 9 3	9 6 6	

8 指定管理者候補者の指定管理予定価格（収支計画）

収入総額 247,800千円（うち県指定管理料244,300千円）

支出総額 247,800千円

9 指定管理者候補者

団体名 社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会

代表者 会長 森 正義

所在地 仙台市宮城野区幸町4丁目6-2

10 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日

11 選定理由

計画の内容及び実現性については、施設の設置目的を十分に踏まえた運営方針を定めており、適正且つ確実な管理運営を行うための実施体制や方法等であると認められる。また、今回の独自提案として地域住民への施設開放を契機に障害者との交流促進に努めるなど、施設の利用拡大、障害者の社会参加に積極的に取り組む姿勢が県の施策に合致していると評価した。

申請者の能力については、障害者福祉の向上を目的に設立された団体であり、障害者の支援に関する十分な実績を有しているほか、現在、施設の指定管理者として適切な管理運営を行っていることから、今後も安定した管理運営能力が可能であると評価した。

収支計画については、業務委託や職員の兼務による経費削減等に取り組んでいるなど、実効性を高める努力も認められる。

以上から、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条に規定する選定基準を満たしており、施設の管理運営を安定的・効果的・効率的に行う能力があると認められることから、指定管理者として適当と判断した。

12 指定管理者の指定

宮城県保健福祉部指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、上記9の指定管理者候補者を、令和5年11月県議会の議決を経た上で、令和5年12月19日に指定管理者に指定した。